

入札公告

沖縄県が発注する「A I 電話自動応答システム導入・運用業務委託」について一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年3月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 件名 A I 電話自動応答システム導入・運用業務委託
- (2) 仕様等 仕様書および入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和8年5月1日から令和8年6月30日まで

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 営業年数が令和8年3月1日現在において3年以上であること。
- (2) 資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
- (3) 従業員が5名以上であること。
- (4) A I 電話自動応答システム導入・運用業務に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- (5) 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県税に滞納がないこと、又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていること。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。

3 共同で入札に参加する場合の入札参加の資格

共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 自主的に結成された共同企業体であること。
- (2) 共同企業体の構成員の数は2又は3社とし、各構成員は上記2の要件を満たす者であること。（2(2)、2(3)及び2(4)は除く）
- (3) 共同企業体として2(2)、2(3)及び2(4)の要件を満たすこと。
- (4) 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- (5) 各構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上でなければならない。
- (6) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めること。

4 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。

5 申請の方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を持参又は書留郵便により(2)に掲げる提出場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

- イ 誓約書（契約から排除されるべき者でないことの誓約）
 - ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県税に関し滞納がないことを証する書類又は、徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ 自動応答システム導入・運用業務に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - キ 共同企業体入札参加資格確認申請書 ※共同企業体を結成する場合のみ
 - ク 共同企業体協定書 ※共同企業体を結成する場合のみ
 - ケ 申請日直近の労働保険料の納入が済んだことが分かる書類の写し（加入義務がない場合を除く）
 - コ 申請日直近の厚生年金・健康保険料の納入が済んだことが分かる書類の写し（加入義務がない場合を除く）
 - サ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合のみ）
- (2) 申請書等の入手場所及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
沖縄県庁舎5階 総務部税務課企画徴収班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2101
E-mail: aa007005@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 申請書等の受付期間 令和8年3月16日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後3時までとする。

6 入札参加資格の審査結果

資格審査結果は、直接又は郵便により通知する。

7 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

8 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

9 資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が4に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

10 資格の適用範囲

この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するA I 電話自動応答システム導入・運用業務委託に係る一般競争入札に限り適用する。

11 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 沖縄県ホームページ及び税務課執務室内

(2) 期間 この公告の日から令和8年3月16日（月曜日）まで

12 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年4月1日（水曜日）午後1時半
- (2) 場所 沖縄県庁舎5階第1会議室

13 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社および公団を含む。）または地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

15 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間
この公告の日から令和8年3月16日（月曜日）午後3時までとする。
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所
沖縄県ホームページ及び税務課執務室内

16 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県総務部税務課企画徴収班
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2101

18 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

19 入札及び契約に係る特記事項

この競争入札は次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に

効力を生じる事業であることを踏まえ、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

20 その他必要な事項

- (1) 入札説明会 実施しない。
- (2) 最低制限価格 設定しない。
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。